

(案)

持続的種子生産総合対策事業実施要領

制 定 令和〇年〇月〇日付け 7 農産第〇〇〇〇号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

持続的種子生産総合対策事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け 7 農産第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく持続的種子生産総合対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 高温耐性品種

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種又は従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種。

2 多収品種

栽培試験の結果が事業実施地域の平年単収よりおおむね1割以上高い品種。

3 米粉用品種

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」で定める米粉用向け専用品種。

4 病虫害抵抗性品種

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、病虫害抵抗性を有する品種として育成された品種又は従来品種と比較して病虫害抵抗性を有することが客観データで示すことが可能な品種。

5 種子

本事業における支援の対象となる種子は、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第923号）」を満たすものとする。

第3 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容等は、別記1から3までに定めるところとする。

- 1 種子生産への新規参入の促進支援（別記1）
- 2 新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）

3 種子生産の省力技術確立支援（別記3）

第4 事業実施主体

本事業を構成する事業実施主体は、別記1から別記3までに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 補助対象経費

- 1 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。
事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区分し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。
- 2 次の取組に係る経費は補助対象としないものとする。
 - (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - (2) 事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又はすでに実施を完了した取組
 - (3) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - (4) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 3 補助金の返還
農林水産省は、次に掲げる事由を確認した場合、事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

- (1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- (3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。
また、第3の1及び2に掲げる事業に取り組む場合にあっては、都道府県知事へ提出するものとし、第3の3に掲げる事業に取り組む場合にあっては、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ提出する。

- (2) 都道府県知事は、前号の規定により提出のあった事業実施計画の内容を2の基準に基づき確認し、別記様式第2号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成するものとする。

また、都道府県知事は地方農政局長等の求めに応じ、交付等要綱第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に、都道府県計画を提出しなければならない。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の確認基準等

都道府県知事は、1の(1)の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、第4及び各別記に定める要件を満たしていること。
- (2) 各別記に定める成果目標を適切に設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- (3) 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (4) 当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (5) 取組を実施する場合は、各別記に定める留意事項を全て満たしていること。

3 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)の規定により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。

ア 各別記に定める成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別紙1の配

分基準に基づき、第3の1及び2に掲げる事業に関する都道府県ごとの予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

(5) 第3の3に掲げる事業に関しては、別に定めるものとする。

4 第3の1及び2に掲げる事業の配分基準については、別紙1に定めるものとする。

5 事業実施主体は、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

6 管理運用

(1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該施設等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第7 事業の着手

1 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむをえない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適切な指導を受けた上で、別記様式第3号により、その理由を明記した交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

2 前項ただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び本補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、次に掲げるとおり、事業実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。なお、別記において別に定めている場合においては、当該別記に従うものとする。

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度にお

ける事業実施状況報告書を別記様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに第3の1及び2に掲げる事業に取り組む場合は都道府県知事に、その他の場合にあつては地方農政局長等に報告するものとする。

2 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うことができるものとする。

3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、1又は3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うことができるものとする。

第9 事業実施結果の評価

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第6号に定める事業評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、第3の1及び2に掲げる事業の取組を実施する場合においては、都道府県知事に、第3の3に掲げる事業の事業においては、地方農政局長等に報告するものとする。ただし、それぞれの別記において別途評価方法又は提出方法を定めている場合においては、当該定めによるものとする。

2 都道府県知事又は地方農政局長等による事業評価

(1) 都道府県知事又は地方農政局長等は、事業実施主体から1の事業評価シートの提出があつた場合は、その内容を点検し、事業実施主体の自己評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価報告書を作成及び報告するよう指導することができるものとする。

(2) 地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 都道府県知事は、前項並びに2の(1)及び(2)の規定により作成及び報

告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに別記様式第7号により地方農政局長等へ報告するものとする。なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

3 評価結果に基づく指導等

- (1) 目標年度において、都道府県知事及び地方農政局長等は、前2項の規定により提出のあった事業評価シートの内容を検討し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させることができるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の規定により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を2の(3)の提出と併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、前2項並びに3の(1)及び(2)の規定により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、第3の1及び2に掲げる事業においては、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとし、第3の3に掲げる事業においては、地方農政局長等は、報告を受けた事業評価、評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- (5) 都道府県知事又は地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- (6) 国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10 支援の要件

事業実施主体が、本補助金の支援対象となる要件は、次のとおりとする。

- 1 受益者は、別記様式第9号により、「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。提出にあたっては第6の1に準じて行うものとする。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- 2 事業実施主体は、全ての受益農業者からチェックシートを収集し、都道府県に提出すること。

第11 関係機関との情報共有

- 1 地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有できるものとする。
- 2 地方農政局長等は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、地方農政局長又は農産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第12 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うことができるものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うことができるものとする。

第13 個人情報取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業の実施以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第14 他の施策との関連

- 1 事業実施主体は、従業員や構成員等に労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、別紙1に定める配分基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、当該ポイントに該当する配点基準の内容と異なる状況となったことで、当該事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなった場合において、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除き、事業申請者が自ら当該事業に係る交付申請を取り下げ、当該事業を中止又は廃止することについて、あらかじめ事業申請者から同意を得るものとする。

第15 事業の効果分析

地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、

この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとするとともに、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、補助事業者等に対して報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

第16 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の徹底的な解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第17 補助金の経理の適正化等

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律施行令（昭和三十年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省第十八号）、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事業により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けること等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

第18 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するこ

ととする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
 - (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
 - (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に地方農政局長等と協議して承認を得ること。
- 2 本事業終了後5年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

附 則

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(別記1)

種子生産への新規参入の促進支援

第1 事業の内容

1 事業実施主体

事業実施主体は、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかの団体であること

- ア 都道府県
- イ 農業者の組織する団体
- ウ 地域農業再生協議会
- エ コンソーシアム
- オ 公益社団法人
- カ 公益財団法人
- キ 一般社団法人
- ク 一般財団法人
- ケ 独立行政法人
- コ その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(3) 代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) (1) のイの者については、以下に掲げる者をいう。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体

(5) (1) のウの者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

(6) (1) のエの者については、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

- ア 実需者及び農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されていること。
- イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (7) その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 成果目標

(1) 成果目標

本事業の成果目標は、事業実施年度の翌年から起算して4年間種子生産を継続することとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の4年後とする。

第2 補助要件

- 1 事業の対象となる作物の範囲は、水稻、麦類、豆類の種子とする。
- 2 補助金の交付を受けようとする農業者（以下「交付対象者」という。）は、新たに種子生産に取り組む又は令和7年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（種子生産への新規参入の促進支援）において支援を受けた受益農業従事者（原則年間150日以上農業（販売・加工等を含む。）に従事している者をいう。）とする。
- 3 事業実施期間は、交付対象者の事業実施開始年度から起算し、5年以内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。
- 4 交付単価等については以下のとおりとする。
 - (1) 交付単価は2万円/10a以内とする。ただし、交付対象者の申請に当たっての上限面積は1ha（ただし、北海道においては5ha）とする。
 - (2) 全国で交付の申請のあった総額が国の交付上限額を上回る場合、農産局長は、予算の範囲内で、事業実施主体に対する補助金の交付額の調整を行うものとし、事業実施主体は交付額の範囲内で交付対象者に交付するものとする。
- 5 対象農地の考え方
 - (1) 収穫を行う年度を事業実施年度とし、種子生産に取り組んだ面積を対象農地とする。
 - (2) 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含めない。
- 6 事業実施主体は、交付対象者が種子生産に適切な栽培管理を行っているか、確認・指導を行うものとする。
- 7 交付の対象となる期間は、補助金の交付があった年度の4月1日から3月31日までとし、この期間において収穫を行ったものを対象とする。
- 8 実施要領第10の1において定めるチェックシートについては、別記様式9号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画等の作成

- (1) 交付対象者は、別記様式第1号別記1別添により交付申請書を作成し、事業実施主体に提出することとするものとする。
- (2) 事業実施主体は交付対象者から前項の規定により提出のあった交付申請者の内容を確認し、本要領本体第6の1(1)に基づき、事業実施計画書を作成するものとする。

2 生産終了報告

交付対象者は、生産を終了した際に、別記様式第1号別記1別添により報告書を作成し、事業実施主体に対し取組面積を報告する。

第4 留意事項

事業実施主体及び交付対象者は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を遵守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を遵守するものとする。

(別記2)

新規導入品種の増産体制構築支援

第1 事業の内容

1 事業実施主体

事業に取り組む主体（以下「事業実施主体」という。）は、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかの団体であること

- ア 都道府県
- イ 農業者の組織する団体
- ウ コンソーシアム
- エ 公益社団法人
- オ 公益財団法人
- カ 一般社団法人
- キ 一般財団法人
- ク 独立行政法人
- ケ その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(3) 代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) (1) のイの者については、以下に掲げる者をいう。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体

(5) (1) のウの者については、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

- ア 実需者及び農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されていること。
- イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) 受益農業従事者（原則年間150日以上農業（販売・加工等を含む。）に従事している者をいう。）が5名以上であること。

(7) その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の取組

（1）新品種導入に向けた生産・供給体制構築の取組

本取組において対象となるのは高温耐性品種及び多収品種、米粉用品種、病虫害抵抗性品種（以下「高温耐性品種等」という。）の水稻、麦類及び豆類の種子とし、事業実施主体は、気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズに対応した水稻、麦類及び豆類の品種を事業実施地域において新規導入するため、以下の各事業メニューの中から必要な取組を選択して実施するものとする。

ただし、ア及びイからオのいずれかを必須とする。

なお、令和7年度に持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援において、新品種導入に向けた生産・供給体制構築支援にかかる事業実施計画を作成している場合においては、従前のおりとする。

ア 検討会の開催等

気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズの需要動向に対応した水稻、麦類及び豆類の新規導入品種への転換に向けた検討会の開催を行う。

また、必要に応じて先進地の調査を行う。

イ 栽培実証

当該新品種の種子に関する効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行う。

ウ 栽培マニュアルの作成

当該新品種の種子に関する生産技術を普及するため、マニュアルの作成を行う。

エ 栽培技術講習会の開催

当該新品種の種子に関する生産技術の普及を図るため、栽培技術講習会を行う。

オ 実需者側との品質評価検討

当該新品種や種子の品質等に関する評価検討会を実需者で行う。

カ 農業機械等の導入

当該新品種の種子に関する生産に必要な農業機械等の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）を行う。

（2）新規種子生産者の育成の取組

事業の対象となる作物の範囲は、水稻、麦類、豆類の種子とし、以下のア及びイの取組を行うものとする。

ア 検討会の開催等

地域における新規種子生産者の育成・確保に向けた検討会の開催を行う。

また、必要に応じて先進地の調査を行う。

イ 栽培技術講習会の開催等

地域における新規種子生産者の育成・確保を図るため、栽培等に関する研

修会の開催、熟練種子生産者における技術指導を行う。

3 成果目標

(1) 成果目標

本事業の成果目標は、2の(1)に取り組む場合は、事業実施の開始年から起算して4年以内に当該品種を一般栽培用に種子を供給することとし、2の(2)に取り組む場合は、事業実施の開始年から起算して4年以内に新規種子生産者が一般栽培用に種子を供給することとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施計画に定めた年度の4年以内の期間で設定するものとする。

第2 補助要件

1 事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

2 交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。

3 補助率は定額とする。ただし、農業機械等の導入にあつては、実勢価格の1/2以内、農業機械等のリース導入にあつては、物件相当額の1/2以内とする。

4 農業機械等の導入等に係る要件

本事業の取組に必要な農業機械（アタッチメントを含む。）又は施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入等に要する経費を補助するものとする。

なお、国等のほかの助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

(1) 導入等する機械等ごとに50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする。

(2) 導入等する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であつて、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

5 第1の2(1)イにかかる経費のうち生産資材費については、実証の目的とは

直接関係ない一般的な栽培に要する資材にかかるものについては補助対象としない。

6 機械等の導入等に係る留意事項

(1) 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

ア 導入等する機械等の能力・規模が受益農業従事者数、受益面積の範囲等からみて適正であること。

イ 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）でなく、新品種の導入にあたり真に必要な機械であること。

ウ 機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札を実施することとし、それが困難な場合は、複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の提言を図るものとする。

エ 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

オ 事業実施主体が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ スマート農機（コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入等する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してコンバインを導入等する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

ク 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

ケ 事業実施主体は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への

備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

コ 事業実施主体は、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀類用循環型）を本事業で導入等する場合には、安全性検査合格機から選定することとし、その際は「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）の定めるところによるものとする。

（2）機械等を導入する場合の留意事項

ア 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 事業実施主体は、機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

（イ）事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械等の耐用年数＋年間管理費

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

（3）機械等をリース導入する場合の留意事項

ア 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方

とする。

(リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合)

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= \text{リース物件購入価格 (消費税抜き)} \\ &\quad \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ &\quad \times \text{助成率 (1 / 2 以内)} \end{aligned}$$

(リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合)

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= (\text{リース物件購入価格 (消費税抜き)} - \text{残存価格}) \\ &\quad \times \text{助成率 (1 / 2 以内)} \end{aligned}$$

ウ 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ 事業実施主体は、ウの選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

オ 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 7 実施要領第10の1において定めるチェックシートについては、別記様式9号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 留意事項

事業実施主体は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を遵守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を遵守するものとする。

(別記3)

種子生産の省力技術確立支援

第1 事業の内容

1 事業実施主体

事業に取り組む主体（以下「事業実施主体」という。）は、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかの団体であること

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体

エ コンソーシアム

オ 公益社団法人

カ 公益財団法人

キ 一般社団法人

ク 一般財団法人

ケ 独立行政法人

コ 地方農政局長等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること

(3) 代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) (1)のウの者については、以下に掲げる者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体。

(5) (1)のエの者については、以下のアからウまでに定める基準を見たすこと。

ア 農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業にかかる事務手続きが適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続きが実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) (1)のウ及びエの者については、受益農業従事者（原則年間150日以上農業（販売・加工等を含む。）に従事している者をいう。以下同じ。）が5名以上であるこ

と。

- (7) その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の取組

本事業において対象となるのは、持続的な種子生産の確立に向けて、異種、異形株の抜取りや収穫・調製作業など種子生産特有の作業負担の軽減につながる技術の実証等のため、以下の各事業メニューのすべてを実施するものとする。

(1) 検討会の開催等

種子生産の省力化に向けた効果的な実証となるよう、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとし、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

(2) 種子生産の省力化に資する実証

(1)による検討会による検討を受け、実施する必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、種子生産の省力化を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

(3) 実証結果の普及

(2)で行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

3 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ設定するものとする。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・一般種子生産の10a当たりの労働時間を直近5年間の労働時間の平均と比較して10.0ポイント以上削減

ただし、実証する技術等が原原種または原種生産にも適用可能な場合には、原原種等を対象として地域に導入することができるものとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度またはその翌年度とする。

第2 補助要件

- 1 事業の対象となる作物の範囲は、水稻、麦類、豆類の種子とする。
- 2 事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以

内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

- 3 交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。
- 4 補助対象経費は、種子生産の省力化等に向けた新たな技術の実証等に要する次の経費のうち別表1に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。
 - (1) 種子生産の省力化等に向けた検討会の開催等にかかる経費。
 - (2) 実証ほ場の設置・運用経費、新たな技術導入に要する資材費、作業機械の改良費、作業機械の借上げに要する経費調査費、栽培技術指導及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (3) 栽培実証に必要となる栽培管理費及び原原種等の種子代、肥料や農薬等の生産資材費。
 - (4) 種子生産の省力化等につながる技術等のマニュアルの作成にかかる経費。
 - (5) その他、種子生産の省力化につながる新たな生産体系の構築に必要な経費。
- 5 補助率は定額とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
- 6 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。

なお、この場合4の(2)にかかる経費のうち生産資材費については、実証の目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材にかかるものについては補助対象としない。
- 7 実施要領第10の1において定めるチェックシートについては、別記様式9号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募にかかる要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）

を、農産局長が別に定める選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査したうえで、農産局長に提出するものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

第4 留意事項

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、当該技術の導入による省力化の効果について要因の分析を行った資料を作成し、事業実施状況報告書に添付するものとする。なお、期待される省力化効果が表れなかった場合には、その要因について詳細に分析を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第1の3の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 4 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。
- 5 事業実施主体は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を順守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を順守するものとする。

別紙1（別記1、別記2関係）

持続的種子生産総合対策事業の配分基準

持続的種子生産総合対策事業における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

第1 都道府県配分額の決定

本要領本体第6の3に規定する都道府県計画について、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

1 種子生産への新規参入の促進支援

(1) 交付単価2万円/10aとし、交付対象者の要望額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(2) (1)により配分額を算出した結果、全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、予算の範囲内で調整を行う。なお、調整については、まず以下の(ア)から(ウ)までに該当する交付対象者を優先採択として以下のとおり、都道府県に対する配分額の算定を行う。

ア 優先採択を行う交付対象者の取組面積の合計が予算の範囲内の場合

(ア)から(ウ)までに該当する交付対象者に対し、2万円/10aの単価で配分し、配分可能額の残を都道府県別の交付申請面積の割合に応じて配分する。

イ 優先採択を行う交付対象者の取組面積の合計が予算の範囲を超える場合

(ア)から(ウ)までに該当する交付対象者の都道府県別の面積計の割合に応じて配分する。

(ア) 高温耐性品種、多収品種又は米粉用品種に取り組む者

(イ) 環境負荷低減事業活動実施計画（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（同法第21条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）の認定を受けている者。

(ウ) 生産方式革新実施計画（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）の認定を受けている者。

2 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

(1) 外部の有識者等で構成される選定委員会において、別表のポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、審査基準に基づくポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額

を都道府県ごとに合計した額を配分する。

なお、令和7年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援において、新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援の取組を行っている場合においては、配分にあたっては、適切な配慮をするものとする。

- (2) 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。
- (3) (2)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で配分する。

第2 留意事項

配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度において本実施要領に掲げる事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害及び社会経済情勢の変化等やむを得ない事情があると地方農政局等が認める場合は、この限りではない。

別表（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付の決定の取消を受けたことのある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【国の支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画が種子の供給に資するものとなっているか。 ・事業実施計画について、今後の普及が見込まれるものとなっているか。 ・喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。 	十分認められる。 概ね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

取組品種	本事業で取り組む品種が以下のいずれかに該当するか。	1に該当する。	5
	1 高温耐性品種、多収品種又は米粉用品種	2に該当する。	1
	2 病虫害抵抗性品種	3に該当する。	0
	3 1及び2以外の品種		
加算	以下の項目にそれぞれ該当していると認められるか。	5つ満たす。	5
	1 受益農業従事者に新規種子生産者が含まれる場合	4つ満たす。	4
	2 実需者と連携した推進体制となっている場合	3つ満たす。	3
	3 事業実施主体の構成員が以下のいずれかの計画の認定を受けている場合	2つ満たす。	2
	①環境負荷低減事業活動実施計画	1つ満たす。	1
	②特定環境負荷低減事業活動実施計画	1つも満たさない。	0
4 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合			
5 将来像が明確化された地域計画が策定されている場合			

別表1（別記2、別記3関係）

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験、副産物活用等に必要資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	事業を実施するために直接	

		<p>必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・機械等の購入費又はリース料 	
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体の購入経費 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等の購入経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は受払簿で管理すること。
委託費		<p>本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（協議会等の構成員の民間企業等を含む。）に委託するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費</p>	
雑役務費	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。
	印紙代	<p>事業を実施するために直接</p>	

		必要な委託の契約書等に添付する印紙の経費	
	保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等の経費	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
処分費	処分料	未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費	・未譲渡性の担保を目的に行う処分料以外は、補助の対象外とする。

注1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

注2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあつては認めないものとする。

- (1) 本事業で得られた成果物を有償で配布した場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入
- (3) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別記様式第1号（第6関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の事業実施計画の提出（変更承認申請）について

令和〇年度において、持続的種子生産総合対策事業を実施したいので、持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇〇〇号農産局長通知）第6の1の（1）の規定により別添のとおり、関係書類^{※1}を添えて提出（変更承認申請）します。

※ 関係書類として、事業実施計画書（別記様式第1号別添）及び「みどりチェック」チェックシート（別記様式9号）を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業

- 事業実施計画書
- 事業実績報告書

事業実施年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

事業実施地区：
（都道府県名を記入）： _____

第 1 事業計画総括表

1 事業概要等

(単位：円)

事業内容 (各事業の番号は実施要領第3の1より引用)	事業費	負担区分			補助率	備考	整理 番号
		国庫補助金	自己負担	その他			
持続的種子生産総合対策事業							
1 種子生産への新規参入の促進支援					定額		
2 新規導入品種の増産体制構築支援							
(1) 新品種導入に向けた生産・供給体制構築							
ア 検討会の開催等					定額		
イ 栽培実証					定額		
ウ 栽培マニュアルの作成					定額		
エ 栽培技術講習会の開催					定額		
オ 実需者側との品質評価検討					定額		
カ 農業機械等の導入					1/2		
(2) 新規種子生産者の育成							
ア 検討会の開催等					定額		
イ 栽培技術講習会の開催等					定額		
3 種子生産の省力技術確立支援							
(1) 検討会の開催等							
(2) 種子生産の省力化に資する実証					定額		
(3) 実証結果の普及					定額		

注1：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れにかかる消費税相当額について、これを減額した場合には「所税額〇〇円のうち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること

注2：事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること

注3：複数のメニューに取り組む場合には、整理番号欄に通し番号を記入すること

2 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名および代表者名

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

注1：原則として、事業実施担当者と経理担当者は別の者とする事。

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

注1：原則として、事業実施担当者と経理担当者は別の者とする事。

第3 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）	0	0	0	0	
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）					
種子生産の省力技術確立支援（別記3）					
合 計					

注1：「事業費」の欄には、1から3の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、面積定額補助の取組メニューにあっては国庫補助金の額を事業費とする。

注2：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）					
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）					
種子生産の省力技術確立支援（別記3）					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）					
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）					
種子生産の省力技術確立支援（別記3）					
合 計					

注1：経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

別記 1

1 事業実施総括表

(1) 水稲

事業実施主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
水稲計①						

(2) 麦類

事業実施主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
麦類計②						

(3) 豆類

事業実施主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
豆類計③						

(4) 取組主体計 (①+②+③)

交付対象面積 (a) :

国庫補助金 (円) :

※ 1 : 「交付対象面積」欄には、農業者ごとにa未満を切り捨てた値を記入すること。

※ 2 : 「事業要件の確認方法」欄には、新規で種子生産を行うことを確認するための具体的な方法や資料名を記入すること。

※ 3 : 前年度からの継続の交付対象者については、「備考」欄に事業開始年度を記入すること。

※ 4 : 優先採択に該当する場合は、「備考」欄に優先採択の内容を記入すること。

2 添付書類

- (1) 規約の写し
- (2) 直近の収支予算（又は収支決算）の写し
- (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
- (4) 事業実施体制図
- (5) その他都道府県が必要と認める資料

年 月 日

〇〇 殿

交付対象者
住所
電話番号

持続的種子生産総合対策事業のうち種子生産への新規参入の促進支援交付申請書（報告書）

持続的種子生産強化対策事業補助金交付等要綱に定められた事業の要件等を了知した上で、持続的種子生産総合対策事業のうち種子生産への新規参入の促進支援を受けたいので、下記のとおり申請（報告）します。

記

対象作物	品種	予定（実施）面積 (a)	備考
水稲			
麦類			
豆類			
合計			

※品種が複数ある場合は行を追加し、品種毎に記入すること。

※前年度から継続での申請については、事業開始年度を備考欄に記入すること。

（添付書類）

- ・「みどりチェック」のチェックシート
- ・その他事業実施主体が必要と認める書類

別記2

1 新規品種の生産・供給体制構築に向けた取組方針

(1) 新規品種導入に向けた生産・供給体制の現状及び課題

--

(2) 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築に向けた取組方針

--

※ (1) の現状と課題を踏まえ、これに対応するために取り組む内容を具体的に、かつ、従前との違いが分かるように記載すること
(詳細については別紙でも可)。

(3) 事業成果の普及(波及効果の発現)に向けた取組方針

--

2 成果目標

(1) 新規導入品種の種子を一般栽培へ供給

成果目標年度：

対象作物・品種名：

※成果目標年度は、「一般栽培に供給を開始する年度」とし、事業実施の開始年から起算して4年以内とする。

(参考) 一般栽培への種子供給量

作付面積 (a)	
供給量 (kg)	

(2) 新規種子生産者の種子を一般栽培へ供給

成果目標年度：

対象新規種子生産者：

※成果目標年度は、「一般栽培に供給を開始する年度」とし、事業実施の開始年から起算して4年以内とする。

(参考) 一般栽培への種子供給量

作付面積 (a)	
供給量 (kg)	

5 事業費の具体的な内訳

(1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	別表1に掲げる 経費の費目	事業量 (単価、回数、 面積等)	補助事業に要する 経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
(1) 新品種導入に向けた生産・供給体制構築						
ア 検討会の開催等						
イ 栽培実証						
ウ 栽培マニュアルの作成						
エ 栽培技術講習会の開催						
オ 実需者側との品質評価検討						
カ 農業機械等の導入等						
(2) 新規種子生産者の育成						
ア 検討会の開催等						
イ 栽培技術講習会の開催等						
合計						

※1：費目について、一つのメニューにおいて複数の費目を活用する場合は、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日

年 月 日

6 令和〇年度の月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※1：5に記載した取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか記載すること。

※2：月別の欄には取組時期に矢印を記載すること。

7 機械等の導入等

対象機械等	種別	台数	機械等管理者	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
計					

※1：複数の機械等を導入等する場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。

※2：「種別」の欄には、「導入」又は「リース導入」のいずれかを記入すること。

8 事業費の概要

(千円)

	○年度 (事業開始年度)	○年度 (事業開始2年目)	○年度 (事業開始3年目)	合 計
事業費				

※ 詳細については、別記に記載すること。

9 事業完了年度までの年度活動計画

事業開始年度：○年度の活動計画

事業開始2年目：○年度の活動計画

事業開始3年目：○年度の活動計画

その他

10 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

11 添付書類

- (1) 規約の写し
- (2) 直近の収支予算（又は収支決算）の写し
- (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
- (4) 事業実施体制図
- (5) 高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等であることの根拠資料
- (6) 事業費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写し
- (7) 事業実施計画に記載している数値の根拠が確認できるもの
- (8) 事業の一部を委託する場合、備品等を購入する場合、機械を導入等する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3社以上の見積書やカタログの写し
- (9) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書案の写し
- (10) その他都道府県が必要と認める資料を添付すること。

※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は、提出を省略することが可能。ただし、(2)及び(9)については省略不可。

別記2別添

機械等の導入等（明細書）

導入用

取組主体	
------	--

機械等の購入の詳細

機械番号（購入）	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 （有の場合：能力・ 取得年月・台数など）	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外の 選定方式の場合、そ の理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格に要する費用 （税抜）	（円）
購入価格に要する費用 （税込）	（円）
国庫補助金	（円）
備考	

注1：「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2：「購入価格に要する費用（税抜、円）」の欄には、購入する農業機械の販売者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（消費税抜価格））を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3：「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格（税抜）×1/2以内の額を記入すること。

注4：「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額（消費税込み）を記入すること（計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。）。

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業（農業機械の導入）を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名（制度・その他）」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号（購入）」欄に連番を付すこと。

機械等の導入等（明細書）

リース導入用

取組主体	
------	--

機械等のリース料等の詳細

機械番号（リース）	
機械名	
製造会社名、型式	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 （有の場合：能力・ 取得年月・台数など）	
リース期間	
機械の選定理由及び規 模決定の根拠	
機械等納入業者又は リース事業者の選定方 式	
一般競争入札以外の 選定方式の場合、そ の理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得 予定価格（税抜） ①	（円）
リース期間終了後 の残存価格（税抜） ②	（円）
リース料助成申請額 ③	（円）
リース諸費用（税 抜） ④	（円）
消費税 ⑤	（円）
事業実施主体負担 リース料（税込） ①－②－③＋④＋⑤	（円）
助成申請額の算出算式 （いずれか小さい額）	

注1：「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2：「物件取得予定価格（税抜、円）」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注3：リース期間は、リース期間（年月）もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4：リース助成申請額には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「（リース物件価格－残存価格）×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6：機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号（リース）」欄に連番を付すこと。

別記3

1. 種子生産の省力技術確立支援

(ア) 本事業において取り組む技術等

産地の課題、確立に取り組む技術の概要、実施体制	備考

注1: 本事業の取組の中で品種の選定を行う場合、事業実施計画時には取り組むことが見込まれる品種を記載するとともに、事業実績報告時や事業実施状況報告時に具体的に取り組んだ品種について記載すること。

注2: 新たな技術の原理及び期待される効果を簡潔に記した概要書を添付すること。また、国内外に類似の事例等があれば同書に記載すること。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

(イ)取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量（単価、人数、実施回数、実証ほ）等	事業費（円）(税込)	国庫補助金（円）	備考
計					

注1:「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇研修会開催・受講、〇〇マニュアル作成、〇〇実証ほ設置等、具体的な内容を記入すること。

注2:「事業量」のうち、実施要領別表1の「補助対象経費」の費目に該当する事項については、費目毎に記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、事業費の10/10以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

注5:適宜、行を追加して記入すること。

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

取組技術等	実証等の取組結果の概要	技術等の導入・定着に向けた取組状況	省力化が図られなかった場合の要因分析

注1:本事業で取り組んだ技術等ごとに記入すること。

注2:「実証等の取組結果の概要」の欄には、事業実施期間中に取り組んだ実証等の結果の概要を記入すること。

注3:「取り組んだ技術等の導入・定着に向けた取組状況」の欄には、事業完了後に当該技術等の導入・定着に向け取り組んだ内容を記入すること。

注4:必要に応じ、実証等の結果や、当該技術等の導入・定着に向けた取組内容の分かる資料を添付すること。

別記様式第2号（第6関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の都道府県計画の提出（変更承認申請）について

令和〇年度において、持続的種子生産総合対策事業を実施したいので、持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇〇〇号農産局長通知）第6の1の（2）の規定により別添のとおり、関係書類を添えて提出（変更承認申請）します。

注 関係書類として、都道府県事業計画書（別記様式第2号別添）を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業
都道府県事業計画総括表（都道府県計画）

事業実施年度：令和 年度

都道府県名：

第1 当該都道府県の本事業の実施方針

--

第2 事業計画総括表

事業内容 (各事業の番号は実施要領第3の1より引用)	事業費	負担区分			補助率	備考	整理番号
		国庫補助金	自己負担	その他			
持続的種子生産総合対策事業					/		
1 種子生産への新規参入の促進支援					定額		
2 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援					/		
(1) 新品種導入に向けた生産・供給体制構築					/		
ア 検討会の開催等					定額		
イ 栽培実証					定額		
ウ 栽培マニュアルの作成					定額		
エ 栽培技術講習会の開催					定額		
オ 実需者側との品質評価検討					定額		
カ 農業機械等の導入					1/2		
(2) 新規種子生産者の育成					/		
ア 検討会の開催等					定額		
イ 栽培技術講習会の開催等					定額		

注1：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れにかかる消費税相当額について、これを減額した場合には「所税額〇〇円のうち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること

注2：事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること

注3：複数のメニューに取り組む場合には、整理番号欄に通し番号を記入すること

2 事業実施主体別事業概要等

(1) 種子生産への新規参入の促進支援

整理番号	事業内容又は取組	事業実施主体	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

(2) 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

整理番号	事業内容又は取組	事業実施主体	事業費	負担区分			備考
				国庫補助金	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

注1：「整理番号」欄は、事業実施計画における事業内容ごとにポイントの高い順（採択優先順が高い）の数字を記入すること。

注2：「事業内容又は取組」の欄には、実施要領第3の事業内容を記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第3 経費の配分及び負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）					
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）	0	0	0	0	
合 計					

注1：「事業費」の欄には、1から3の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、面積定額補助の取組メニューにあっては国庫補助金の額を事業費とする。

注2：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

第4 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	
合 計	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
持続的種子生産総合対策事業	円	円	円	円	
種子生産への新規参入の促進支援（別記1）	0	0	0	0	
新規導入品種の増産体制構築支援（別記2）	0	0	0	0	
合 計					

注1：経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

注3：「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

第5 添付資料

- 1 各事業実施主体の事業実施計画書の写し
- 2 その他、地方農政局長等が必要と認める資料（ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可）

別記様式第3号（第7関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業交付決定前着手届について

事業実施計画に基づく別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、別添の「事業実施主体」の欄に記載がある者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施 主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

別記様式第4号（第8関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の事業実施状況報告書（〇年度実績）

令和〇年度において、持続的種子生産総合対策事業を実施したので、持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）第8の1の規定により、関係書類を添えて報告します。

注 関係書類として、事業実施状況報告書（別記様式第4号別添）を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業 (実施状況報告)

事業実施年度：令和 年度

事業実施状況報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名：

※ 添付資料として、別記様式第1号別添の事業実施計画書に準じた事業実施状況報告書を作成すること。

別記様式第5号（第8関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の事業実施状況報告書（〇年度実績）

令和〇年度において、持続的種子生産総合対策事業を実施したので、持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）第8の3の規定により、関係書類を添えて報告します。

注 関係書類として、事業実施状況報告書（別記様式第5号別添）を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業 実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施状況報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

都道府県名：

第1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

事業実施主体名	取組メニュー	地区	成果目標	事業実施主体に対する措置
			達成状況	

注1：事業実施主体に対する措置欄については、取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。

注2：成果目標を4つ以上設定した事業実施主体がある場合は、適宜、列を追加して記入すること。

第2 添付資料

- (1) 各事業実施主体の事業実施状況報告書
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別記様式第6号（第9関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
 ）

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の評価報告（〇年度実績）

持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）第9の1の規定により、関係書類を添えて報告します。

注1 関係書類として、事業評価シート（別記様式第6号別添）を添付すること。

注2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業に関する事業評価シート

事業名	
事業実施主体名	
都道府県	
事業実施年度	○年度（○年度実績）

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び 事業評価の検証方法			
成果目標の達成状況	指標		達成率
目標値			
基準年（ 年）			
目標年（ 年）			%
改善計画実施結果			
（ 年）			
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

(注)

- 「成果目標の具体的な内容及び事業評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

別記様式第7号（第9関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

〇〇〇県（都道府）知事

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業の評価報告（〇年度実績）

持続的種子生産総合対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇号農林水産省農産局長通知）第9の2の（3）の規定により、関係書類を添えて報告します。

注 関係書類として、事業評価総括表（別記様式第7号別添）を添付すること。

持続的種子生産総合対策事業に関する事業評価総括表

事業実施主体名	取組 メニュー	地 区	成果目標の達成状況					事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			成果目標の 具体的な内容	基準値 〇〇年度	目標値 〇〇年度	実績値	達成度合 %			
			成果 目標							

注1：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加または削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注2：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。

注3：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

(添付資料)

- (1) 当該事業実施主体の事業評価シート(別記様式第6号)の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

番 号
年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務所長、
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的種子生産総合対策事業における改善計画（〇年度）について

令和〇年度において持続的種子生産総合対策事業における当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

区分	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基準 （年 度）	目標 （年度）	実績 （年度）	達成度 %	目標 （年 度）	達成度 %

注：複数年で改善計画を作成する場合は、「改善計画」の欄に適宜列を追加して記入すること。

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →